平成 26 年度入札・契約制度の変更点

最新更新 平成26年4月1日

■観音寺市契約規則の一部改正

(平成26年4月1日施行)

概要

(1) 中間前金払の要件を追加(第40条)

「契約金額が 1,000 万円以上、工期が 100 日以上の工事で*その他定める条件を満たしているものについて、契約金額の 20 パーセント以内の金額を中間前金払することができる。」

*その他定める条件については規則の内容を参照。

(2)遅延利息の変更(第43条)

「年3.0 パーセント」→「年2.9 パーセント」

■観音寺市建設工事請負契約約款の一部改正

(平成26年4月1日施行)

概要

- (1) 現場代理人の常駐を要しないこととすることができる条件を追加(第10条)
- (2) 前金払の項目を前金払及び中間前金払に変更し、中間前金払の請求について内 容表記を追加(第35条)
- (3) 請負代金が著しく増額された場合において表記追加(第35条)
- (4) 解除に伴う措置の文中表記について、前金払又は中間前金払に変更(第48条)
- (5) 遅延利息の変更 (第 35 条、第 43 条、第 48 条、第 51 条) 「年 3.0 パーセント」→「年 2.9 パーセント」
- ■観音寺市建築設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成26年4月1日施行)

概要

遅延利息の変更(第 32 条、第 39 条、第 46 条、第 49 条) 「年 3.0 パーセント」 \rightarrow 「年 2.9 パーセント」

■観音寺市土木設計業務等委託契約約款の一部改正

(平成26年4月1日施行)

概要

遅延利息の変更(第 33 条、第 40 条、第 47 条、第 50 条) 「年 3.0 パーセント」 \rightarrow 「年 2.9 パーセント」 ■観音寺市建設工事中間前払事務取扱要領の制定

(平成26年4月1日施行)

概要

観音寺市建設工事中間前払事務取扱に関し必要な事項を定めた。 内容をまとめたものを、本市ホームページに掲載。

■現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領の制定

(平成26年4月1日施行)

概要

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱に関し必要な事項を定めた。内容をまとめたものを、本市ホームページに掲載。

■観音寺市建設工事等に係る設計図書等の質疑及び回答事務取扱要領の一部改正 (平成 26 年 4 月 1 日施行)

概要

様式第1号中「管財契約係」を「契約係」に改める。